

共助のための防災活動補助金要綱

制 定 平成 25 年 3 月 29 日（鶴総第 1913 号）
最近改定 令和 6 年 4 月 1 日（鶴総第 50 号）

（目 的）

- 第 1 条 この要綱は、地域防災力の向上を目的として、地域の様々な団体や人々による共助のための自主的な活動（以下、「共助のための防災活動」という。）を支援するための補助金（以下、「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下、「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

- 第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助事業者の範囲）

- 第 3 条 この要綱における補助事業者は、主に鶴見区民により組織され、鶴見区内を主な活動場所として、共助のために自主的な活動を行う意思のある団体、又は現に共助のための自主的な活動を行っている団体とする。

（補助対象事業及び補助金額）

- 第 4 条 補助金は、区長が指定する共助のための防災活動に対し、最初に補助金を受ける年は補助対象経費の 10 分の 9 かつ 15 万円以内の額、2 年目は補助対象経費の 10 分の 7 かつ 15 万円以内の額、3 年目以降は補助対象経費の 10 分の 5 かつ 15 万円以内の額とする。
- 2 前項に基づき区が指定する活動項目については、必要に応じて随時、区長が定めることとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。
- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
 - (2) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業
 - (3) 同一の企画内容で鶴見区・横浜市又は社会福祉協議会の補助を受けている事業
 - (4) 代表者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

（補助金対象経費）

- 第 5 条 補助金交付の対象となる経費は、共助のための防災活動に要する経費とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは対象外とする。
- (1) 親睦的な飲食費、他団体への会費や寄付など、直接組織の運営・活動にかかる経費
 - (2) 過去に共助のための防災活動補助金の補助を受け、同一団体が同様の備品を 3 回以上購入している場合の備品にかかる経費
 - (3) 交際費、慶弔費、直接事業と関連のない視察・研修費、客観的に公益上必要性が高いといえない経費
- ただし、区長が認める場合においては、この限りでない。

（交付申請）

- 第 6 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出期限は、区長が別に定める。
- 2 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとする者が区長に提出する書類は、共助のための防災活動補助金交付申請書（第 1 号様式）（以下、「申請書」という。）を用いなければならない。
- 3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。
- (1) 事業計画書（第 2 号様式）

- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体概要書（第3-2号様式）、規約・会則等及び構成員名簿
- (4) その他区長が認める書類

4 補助金規則第5条第3項の規定により、区長が補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。

（交付決定通知）

第7条 区長は申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、補助事業者に共助のための防災活動補助金交付決定通知書（第4号様式）（以下「決定通知書」という。）を交付する。また、審査の結果、不適当と認める場合は、共助のための防災活動補助金不交付決定通知書（第5号様式）により不交付の決定を通知するものとする。

（事業計画の変更）

第8条 補助金の決定通知書を受けた補助事業者は、決定通知書を受けた後に、事業計画の申請事項を変更しようとする場合は、速やかに、共助のための防災活動補助金事業計画変更申請書（第6号様式）を区長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

（申請の取下げの期日）

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により区長が定める補助金申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた翌日から起算して10日を経過する日までとする。

（実績報告）

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により補助事業者が区長への報告をする書類は、共助のための防災活動補助金実績報告書（第7号様式）を用いなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

3 第1項に定める実績報告書は、当該年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

4 補助金規則第14条第4項の規定により区長が実績報告への記載又は添付を省略させることができる事項及び書類は、同規則第14条第1項第3号及び同条第3項第3号の書類とする。

（補助金額の確定通知）

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金の額の確定の通知は、共助のための防災活動補助金確定通知書（第10号様式）により行うものとする。

（補助金交付の時期の例外）

第12条 補助金は、区長が補助金等の交付の目的を達成するため、特に必要があると認めるときは、補助金交付対象となる活動の完了前に補助金等の全部又は一部を交付することができる。

2 補助金交付対象となる活動の完了前に補助金を交付する場合は前払いとする。

3 申請者は前払いにより補助金の交付を受け、事業完了後残金等が生じたときには、速やかに精算残額を返還しなければならない。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金の交付請求は、共助のための防災活動補助金請求書（第 11 号様式）により行わなければならない。

2 区長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに支払いを行うものとする。

(財産の処分の制限)

第 14 条 補助金規則第 25 条に規定する財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める減価償却資産の耐用年数の期間とする。

(補助財産の維持管理)

第 15 条 補助によって取得若しくは効用を増加した財産等は、善良な管理者の注意をもって管理し、その目的に従った使用に供することができるよう維持しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 16 条 補助金規則第 26 条の規定により区長が定める関係書類の保存期間は 5 年とする。

(書類の閲覧)

第 17 条 補助事業者及び区長は、第 1 号様式及びその添付書類、第 4 号様式、第 5 号様式、第 7 号様式、第 8 号様式並びに第 9 号様式を、横浜市市民活動推進条例（平成 12 年 3 月条例第 26 号）第 12 条第 4 項の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の閲覧を行う場所及び時間は次表のとおりとする。

	補助事業者	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所、その他補助事業者が指定する場所	鶴見区総務課
閲覧時間	補助事業者が指定する時間	鶴見区役所の事務取扱時間
閲覧期間	補助金の交付を受けた日から 2 年間とする。ただし、第 7 号様式、第 8 号様式及び第 9 号様式については、当該書類を提出した日から 2 年間とする。	

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

共助のための防災活動補助金交付申請書

年 月 日

鶴見区長

(申請者)

団体名

所在地 〒

代表者

共助のための防災活動補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び共助のための防災活動補助金交付要綱を遵守します。

1 補助申請金額

¥

2 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の概要書（第3-2号様式）、団体規約・会則及び構成員名簿（役員名簿で可）

第2号様式（第6条第3項）

事業計画書

団体名（又は個人名）

目的 ※共助の目的を明確に記載してください。		
事業概要		
活動のスケジュール	月 日	内 容

<p>防災についての課題やニーズ</p> <p>地域やグループ等で、防災についての課題、地域からのニーズを記載してください。</p>	
<p>事業の企画力</p> <p>事業を実施するうえで、工夫やアイデアは充分ですか</p>	
<p>事業の継続性</p> <p>次年度以降への継続や展開の計画を記入してください。</p>	
<p>過去の事業</p> <p><u>過去に共助のための防災活動補助金を受け、行った事業について記入してください。また、購入した備品は、必ず記載してください。</u></p>	

(注意)

「団体名」、「目的」、「事業内容」については、鶴見区ホームページ等で公開する場合があります。

団体名（又は個人名）

収 支 予 算 書

1 収入の部

項 目	予算額（円）	説 明
共助のための防災活動補助金		
合 計		

2 支出の部

項 目	予算額（円）	説 明
合 計		

団 体 概 要 書

<p>団体名</p>	<p>(代表者名：)</p>
<p>所在地</p>	<p>〒</p>
<p>連絡先</p>	<p>担当者名.....</p> <p>電 話.....</p> <p>Eメール.....</p> <p>郵便物送付先所在地.....〒.....</p> <p>.....</p>
<p>設立年月日</p>	<p>年 月 日</p>
<p>設立目的・経緯</p>	
<p>主な活動場所</p>	
<p>会員数等</p>	<p>個人会員 人 (うち鶴見区民 人)</p> <p>団体会員 団体</p>

鶴総第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

鶴 見 区 長

共助のための防災活動補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました共助のための防災活動補助金について、次の条件を付して交付することを決定したので通知します。

1 交付決定金額

¥ _____ . -

2 交付時期

共助のための防災活動補助金交付請求書（第11号様式）により、適正な請求を受けた日から30日以内に交付します。

3 交付条件

- (1) この補助金は、申請された共助のための活動のために使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、収支決算及び事業報告書を提出してください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額又は一部の返還をもとめることがあります。
- (5) この補助金の用途について、必要があると認められるときは、調査を行うことがあります。
- (6) 申請した内容を変更しようとするときは、あらかじめ鶴見区長（以下、「区長」という。）の承認を受けてください。
- (7) 補助金事業等を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ区長の承認を受けてください。
- (8) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに、区長に報告し、その指示を受けてください。
- (9) その他、補助金規則及び共助のための防災活動補助金交付要綱の定めに従ってください。

担 当
電話・FAX

第5号様式（第7条第1項）

鶴総第 号
年 月 日

団体名
代表者名 様

鶴 見 区 長

共助のための防災活動補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました共助のための防災活動補助金については、交付しないことを決定したので通知します。

不交付理由

担 当
電話・FAX

第6号様式（第8条）

年 月 日

（報告先）

鶴見区長

（申請者）

団体名

所在地 〒

代表者

共助のための防災活動補助金事業計画変更申請書

年 月 日鶴総第 号により交付決定通知のありました共助のための防災活動補助金に係る事業計画について、次のとおり変更しますので申請します。

- 1 変更内容
- 2 変更時期
- 3 変更理由

年 月 日

（報告先）

鶴見区長

（申請者）

団体名

所在地 〒

代表者

印

共助のための防災活動補助金実績報告書

年 月 日鶴総第 号により交付決定通知のありました共助のための防災活動補助金に係る事業について、次のとおり報告します。

1 補助金の執行実績

(1) 補助金受領年月日 _____ 年 月 日

(2) 補助金受領額 _____ 円

(3) 補助金執行額 _____ 円

(4) 差 額 _____ 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し

（注意）

1 (3)の差額は、補助金交付額から補助金執行額を減じた額を記入してください。

団体名 _____

事業報告書

実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
活動内容 (補助事業等の成果)	

団体名 _____

収 支 決 算 書

1 収入額 _____ 円

2 支出額 _____ 円

3 差 引 _____ 円

4 内 訳

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額	説 明
共助のための防災 活動補助金		
合 計		

(2) 支出

(単位：円)

項 目	金 額	説 明
合 計		

(注意)

3の差引には収支額から支出額を減じた額を記入してください。

鶴総第 号
年 月 日

団 体 名
代表者名 様

鶴 見 区 長

共助のための防災活動補助金確定通知書

年 月 日に実績報告のありました共助のための防災活動補助金について、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

補助金確定額

¥ _____ . ー

担 当
電話・FAX

年 月 日

鶴 見 区 長

請求者 団体名
所在地 〒

代表者名

共助のための防災活動補助金交付請求書

年 月 日鶴総第 号により交付決定通知のありました共助のための防災活動補助金
について、次のとおり請求します。

請求金額

¥ _____ . -

(振込先)

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号	

(代表者名と口座名義が異なる場合は、記名・押印してください。)

共助のための防災活動補助金を上記口座にお振り込みください。

代表者氏名 _____ (印)